

特定非営利活動法人 日本冠疾患学会定款施行細則

第1条 会費年額は次のとおりとする。

- (1) 正会員：10,000 円
- (2) 準会員：3,000 円
- (3) 役員・評議員：12,000 円
- (4) FJCA（特別正会員）：27,000 円
- (5) 賛助会員：1口 100,000 円（5口までとする）

2 休会制度

(1) 当法人の会員は海外留学、療養またはその他の理由で、当法人の会員としての義務を遂行できない場合には、休会を申請することができる。

(2) 休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての資格及び権利は停止するものとする。

(3) 休会を申請する会員は、所定の書式に従い必要事項を記載して速やかに学会事務局宛てに届け出なければならない。

3 再入会について会費長期未納により会員資格を喪失したのちに再入会をする場合の再入会費を以下のとおりとする。ただし未納退会後の再入会は2回までとし、3回目以降は運営委員会において審議のうえ判断する。

再入会費：10,000 円

第2条 名誉会員

役員の中から、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が推戴する。

- (1) 会長経験者
- (2) 役員（理事又は監事）就任が3期以上あること

第3条 役員

評議員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決を経て、理事長が任命する。

- (1) 審査申請・更新時に65歳未満であること

2 理事2名の推薦を必要とする。

第4条 評議員

正会員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決を経て、理事長が任命する。

- (1) 審査申請・更新時に65歳未満であること
- (2) 原則として会員歴3年以上であること、ただし理事長が認めた場合はその限りにあらず

- (3) 卒業後 15 年以上であること
- 2 理事または評議員 2 名の推薦を必要とする.
- 3 評議員の任期は 2 年とし、更新の年の総会日から始まり、翌々年の総会日に終わる. 任期 2 年に満たない者も、更新の年の総会日に終わる. ただし、何れも再任は妨げない.
- 4 正当な理由なく連続 3 年間にわたり評議員会を欠席したものは、次期の評議員資格を失う.

第 5 条 学術集會会長

理事、評議員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決を経て、理事長が任命する.

第 6 条 運営委員会

本会におく委員会は次の通りとする.

- ・ 総務委員会
 - ・ 財務委員会
 - ・ 編集委員会
 - ・ 学術委員会
 - ・ 渉外広報委員会
 - ・ 将来計画委員会
 - ・ 行賞委員会
 - ・ 保険対策委員会
 - ・ FJCA 委員会
 - ・ 教育委員会
 - ・ チーム医療委員会
 - ・ 合同プログラム委員会
 - ・ 循環器病対策委員会
 - ・ 一般社団法人化検討委員会
 - ・ メディカルスタッフ委員会
- 2 委員長は運営委員会、理事会の議を経て理事長が任命する.
 - 3 委員は委員長が若干名を指名し、理事会の議決を経て、理事長が任命する.
 - 4 目的・機能・委員会の定数・設置期間その他運営に関する必要事項は運営委員会、理事会において定める.
 - 5 FJCA 委員会を資格審査委員会とする.

附則

- 1 特定非営利活動法人 日本冠疾患学会定款施行細則は、平成 19 年 12 月 13 日から適用される。
- 2 第 1 条一般会員会費の変更、役員・評議員会費の追加、および第 2 条から第 6 条の追加、平成 21 年 10 月 1 日から適用される。
- 3 第 1 条会員種別の変更、FJCA（特別正会員）の追加、および第 6 条の特別正会員制度準備委員会名変更、第 6 条 5 の追加、平成 21 年 12 月 17 日から適用される。
- 4 第 6 条 2 つの委員会名の追加、平成 25 年 10 月 1 日から適用される。
- 5 第 6 条 1 つの委員会名の追加、平成 25 年 12 月 12 日から適用される。
- 6 第 1 条（2）の追加、第 4 条（2）および第 6 条 3 の変更、平成 29 年 12 月 15 日から適用される。
- 7 第 1 条 2 休会制度（1）から（3）の追加、令和元年 12 月 13 日から適用される。
- 8 第 1 条 3 の追加、令和 2 年 12 月 26 日から適用される。
- 9 第 6 条 1 つの委員会名の追加、令和 3 年 5 月 6 日から適用される。
- 1 0 第 6 条 1 つの委員会名の追加、令和 6 年 3 月 13 日から適用される。
- 1 1 第 6 条 1 つの委員会名の追加、令和 6 年 11 月 28 日から適用される。